

告 示

埼玉県選管告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年九月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人良仁会 桜ヶ丘病院	埼玉県深谷市国済寺四百八番地五
老人ホーム	社会福祉法人潤青会 介護老人福祉施設こもればの丘	埼玉県さいたま市南区大字 広ヶ谷戸百三十番一
老人ホーム	社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム椋の木	埼玉県上尾市大字平塚三百 二十二番地
老人ホーム	社会福祉法人川口長生会 特別養護老人ホームとわの郷	埼玉県川口市大字赤山七十 六番地の一